

和歌山市文化芸術基本条例

令和元年7月24日

条例第9号

文化芸術は、人々の創造性や感性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、心豊かな社会を形成するものである。

私たちが暮らす和歌山市は、北は緑豊かな和泉山脈ののどかな山並みが連なり、西は風光明媚な紀淡海峡に面し、悠々と流れる紀の川の河口に位置する四季を通じて温暖な気候に恵まれた自然豊かなまちである。万葉歌人ゆかりの地である名勝和歌の浦や、先人たちが願いを込めて歩いた巡礼の道熊野古道、本市の象徴である和歌山城など、古代より育まれた豊かな歴史的風土のもと、多くの文化芸術が先人たちにより創造され、継承されてきた。そのような文化芸術は、市民の文化的で心豊かな生活を支え、私たち市民共通のかけがえのない財産となっている。

私たちは、先人たちから受け継がれてきた歴史と培われてきた文化芸術を、地域社会総掛かりでさらに豊かなものへと発展させて、未来へ引き継いでいくことが必要である。また、多様な文化芸術に触れ親しみ、新たな文化芸術の創造に取り組んでいくことが求められている。

ここに、私たち市民が共に文化芸術の振興に取り組み、文化芸術に親しむ人の裾野を広げ、誰もが郷土に誇りと愛着を感じ、心豊かで生きる喜びが実感できるまちを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「基本法」という。）

第4条の規定に基づき、文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）を策定し、及び実施することに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、文化芸術団体、教育機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市の文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性を十分に尊重し、その能力が十分に発揮されるよう考慮すること。
- (2) 年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備すること。
- (3) 文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮すること。
- (4) 文化芸術が市民の郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力を高めることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図ること。
- (5) 地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図ること。
- (6) 本市の文化芸術を広く国内外に発信し、文化芸術に係る交流の推進を図ること。
- (7) 文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、次代を担う子供たちの豊かな心と感性を育むこ

とを旨として関係者相互の連携が図られるよう配慮すること。

(8) 文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう配慮すること。

(9) 文化芸術により生み出される多様な可能性を地域の活性化に生かすことを旨として、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との緊密な連携が図られるよう配慮すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術活動を行う者の自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術に親しめる機会の創出に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、文化芸術活動への支援に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第8条 市、市民、文化芸術団体、教育機関、事業者その他の関係者は、文化芸術施策を推進するため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

(基本施策)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる文化芸術に関する基本施策を実施するものとする。

(1) 市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる機会の充実に関する施策

(2) 青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する施策

(3) 文化芸術に関する施設の充実及び活用の促進に関する施策

(4) 文化芸術に関する情報の収集、提供及び発信に関する施策

(5) 文化芸術活動の担い手となる人材の発掘、育成及び支援に関する施策

(6) 文化芸術活動を行う者の活動の場及び発表の機会の充実に関する施策

(7) 文化芸術を通じた世代間及び国内外の人々との交流の促進に関する施策

(8) 文化芸術の向上発展に功績のある者の顕彰に関する施策

(9) 文化財等の保存及び活用に関する施策

(10) 地域において特色ある伝統的な文化芸術の継承及び発展に関する施策

(11) 文化芸術に関する教育の充実に関する施策

(12) 文化芸術の活用による地域の活性化に関する施策

(文化芸術推進基本計画)

第10条 市長は、基本法第7条の2第1項及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)第8条第1項の規定により文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に規定する基本施策を踏まえた文化芸術の推進に関する計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。